

令和5年度ふじさわファンクラブ事務局運営業務委託要求仕様書

1. 件名

令和5年度ふじさわファンクラブ事務局運営業務委託

2. 目的

本業務は、「ふじさわシティプロモーション推進方針」に基づき、藤沢が持つ魅力や価値を市民が共有し、パートナーシップに基づく取組を進めるために設置した応援組織「ふじさわファンクラブ」（以下、「ファンクラブ」という。）について、安定的、効率的に運営することを目的とする。

3. 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

（1）ファンクラブ事務局の運営

「ふじさわシティプロモーション推進方針」の推進方策である、市民や企業(団体)を巻き込んだ、「市民参加型」のプロモーションを展開するにあたり、市民自らの「魅力の発信行動＝アクション」に結び付ける事業を行うこと。

ア 事務局の開設

ファンクラブの事務局として、ファンクラブ全般に関する、問い合わせ窓口を開設すること。

なお、対応については、月曜日から金曜日（祝日、12月29日から1月3日を除く）の午前9時から午後5時までとし、電話、FAX、Eメール等で連絡が取れる体制を整えるものとする。

イ 会員情報の管理

ファンクラブ会員（以下「会員」という。）との連絡に必要となる会員情報については、委託者から提供するが、情報の管理については、ファンクラブ業務専用の端末を受託者が用意した上で行うこと。なお、会員情報の管理にあたっては、契約期間中に新規で加入する会員の情報もあわせて、「仕様書 項目 11 個人情報の保護」にある「藤沢市個人情報の保護に関する条例」及び「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」（別紙3）、「個人情報の保護に関する仕様書」（別紙4）、「安全対策について」（別紙5）を遵守し、適正に管理すること。また、業務完了時には委託者に会員情報を返還するとともに、受託者が保有する会員情報を確実に消去し、消去したことの証明書を提出すること。

ウ 会員の加入勧奨

市民によるシティプロモーション活動の参加へとつながる、会員の加入勧奨を行うこと。また、会員の獲得にあたっては、市内で行われる既存イベントなどを活用し積極的に行うこと。

エ 会員の活動支援

会員が自発的に進めようとする活動について、企画運営や情報発信の相談やサポートを

随時行うことはもちろん、新たな活動を誘発するための取組を行うこと。また、必要に応じ、活動への参加やスタッフ派遣を行うこと。

オ SNSの運用管理

ファンクラブ Facebook 公開グループページ及びLINE 公式アカウントの運営管理を行うこと。

(2) 情報収集と情報提供

ア 情報収集及び情報発信

「キュンとするまち。藤沢」公式WEBサイト等に掲載するための、藤沢のイメージアップに繋がる情報の収集を行うこと。また、ファンクラブの活動情報等の情報発信を月1回以上行うこと。

イ メールマガジンの作成配信

会員に向けてメールマガジンを月1回以上作成配信すること。

ウ LINE「ふじさわファンクラブ」のメッセージ送信

友達追加の促進の取組を実施するとともに、月1回以上メッセージを送信すること。

(3) ファンクラブ活性化のための企画・運営

会員の参加促進や、ファミリー層の新たな会員獲得を目指し、ファンクラブとしての熱量が上がり、且つ、魅力の発信につなげるための事業を行うこと。

また、可能な範囲で多様な資金調達を図り、ファンクラブの継続性と将来的な自走を視野に入れた事業展開とすること。

※多様資金調達により、収入を得た場合は、変更契約により事業費から減額するものとする。

ア インセンティブの提案

ファンクラブ活動の熱量を上げることを目的として、会員の士気を高めるインセンティブを提案すること。

イ チームFUJISAWA2020との連携

チームFUJISAWA2020と連携し、相乗効果が生み出せるような事業を展開すること。

4. 成果品の納品

(1) 成果品

令和5年度ふじさわファンクラブ事務局運営における業務の成果品として、以下に記載する成果品を提出・納品すること。

ア 実施計画書及び実施体制表

紙及び電子データにて、2023年（令和5年）4月5日（水）までに提出する。

イ 業務の進捗及び実施報告書

紙及び電子データにて、各月末締め翌月はじめに提出する。ただし、3月分については、当該月の末日までに提出する。

(2) 納品場所

藤沢市 企画政策部 広報シティプロモーション課
藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎 6階
電話 0466 (50) 3500 F A X0466 (24) 5929
E-mail fj-citypro@city.fujisawa.lg.jp

5. 委託金額の支払

委託金額の支払については、完了払いとする。

6. 業務履行期間

2023年(令和5年)4月1日から2024年(令和6年)3月31日まで

7. 留意事項

本仕様に定める業務にかかる経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。

8. 再委託の禁止

業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ委託者に対し書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

9. 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権【(著作権法 昭和45年法律第48号)第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に定める権利を含むが、(2)の著作者人格権は除く】を譲渡するものとする。ただし、別途協議が必要な場合はこの限りではない。
- (2) 委託者は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

10. 機密の保持

受託者は、本業務(再委託した場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

11. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」

及び、別紙1「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」、別紙2「個人情報の保護に関する仕様書」別紙3「安全対策について」を遵守すること。

1 2. 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に定めるもののほか、藤沢市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第4条及び第5条の趣旨並びに藤沢市職員サポートブックの内容を踏まえ、障がい者に対する適切な対応を行うこと。

1 3. 地球温暖化対策への取組

藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するよう努めること。

1 4. その他

- (1) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して定めるものとする。
- (2) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。

(以下余白)